

まつやま創業者クラブ 規約

【目的】

◇会員同士や、支援機関をつなぎ、課題共有やその解決のヒントを得る機会の創出、新しいコラボレーションのきっかけとなる交流の場づくりなどを通じて会員への支援を行います。

【ご入会対象者】（業種は問いません）

◇3年以内に創業予定の方 **※再入会される場合は、創業済み（開業届提出）であること**

◇創業後、概ね3年以内の中小企業経営者・個人事業主
※別事業で創業3年超の実績がある方は原則対象外となります。

【ご入会要件】

◇ご入会に際して、面談が必須となります。ご入会の申請をされる方は、同時に面談（相談）予約もお申し込みください。会費は無料です。

（面談結果によっては、ご希望に添えない場合がございます）

【会則】

◇会員継続期間は3年後の入会月の末日（例：2024年7月8日入会の場合は、2027年の7月30日）までとし、期日が到来した会員は卒業（退会）となります。その後の継続希望のお申し出があった場合は、面談の上、継続を検討させていただきます。

（面談結果によっては、ご希望に添えない場合がございます）

◇状況確認のため年1回（原則入会月）、松山しごと創造センター相談員（または、スタッフ）がヒアリングを行い、事業が継続されていること、当クラブ会員の継続意思があることを確認し、継続更新を行います。

◇更新についてご連絡がない場合は、退会とさせていただきます。

◇会員は、クラブ活動（イベント・セミナー・交流会等）内においては、活動の主旨に沿った学び・交流・情報交換などを行うものとし、個別の勧誘（宗教・政治・団体等）・商品の販売・契約等の行為は禁止とさせていただきます。ただし、当クラブ活動外でのつながりについては各会員の責任において行うこととし、当クラブは関与せず、また責任も負いません。

◇上記会則に反する行為が認められた際は、退会していただく場合がございます。

◇ご登録いただいた個人情報は、守秘義務のもと当クラブの運営以外では使用いたしません。また、支援機関との情報共有はご承諾いただいた方のみといたします。

◇当クラブ事務局は松山しごと創造センターが担います。

2023.5.1 施行

2024.7.1 改定

2024.10 改定